

## 交野ふるさと寄附返礼品協力事業者募集要領

令和5年7月1日策定

令和6年5月1日改正

### 1. 目的

交野市（以下「市」という。）は、市の魅力発信、地域産業の活性化及び「交野ふるさと寄附」への寄附促進に寄与することを目的に、市への寄附者に対して贈呈する返礼品を提供いただける協力事業者を募集します。

### 2. 協力事業者のメリット

- (1) 市が利用するふるさと納税サイトに返礼品を掲載することができ、商品の宣伝になります。掲載料はかかりません。
- (2) 返礼品発送に関する送料は市が負担するため、送料の負担なく商品を発送することができます。
- (3) 返礼品の発送の際に、送料に影響しない範囲でチラシ等を同梱できますので、寄附者に自社の他製品を宣伝することができます。

### 3. 協力事業者の登録要件

次の全ての要件を満たす法人・団体・個人事業主（以下「法人等」とする。）が登録できます。

- (1) 交野市に関して、平成31年総務省告示第179号第5条の基準に適合する製品やサービス等を提供する法人等であること。
- (2) 生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- (3) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (4) 代表者等が、交野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

### 4. 返礼品の要件

次の全ての要件を満たしてください。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条の基準に適合しているものであること。
- (2) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等、関係法令を遵守しているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において年間を通じて安定供給が見込めるものであること。期間

限定や数量限定となるものは、その期間又は数量において安定供給が見込めるものであること。

- (4) 飲食物については、寄附者に到着後 5 日間以上の賞味（消費）期限が保証されているものであること。
- (5) 金銭類似性の高いものや資産性の高いものでないこと。

## 5. 寄附金額の設定

返礼品に対する寄附額の設定は、返礼品の価格が寄附額の 30%以下、かつ返礼品の価格と諸経費（返礼品の送料、寄附受領証発送費、ふるさと納税サイト利用料等）の合計が 50%以下になるよう、市が 1,000 円単位（1,000 円未満切上）で設定します。

（例）

返礼品額	諸経費（目安）	寄附額	返礼品の割合	諸経費の割合
3,000 円	2,700 円	12,000 円	25.00%	47.50%
5,000 円	3,950 円	18,000 円	27.78%	49.72%
10,000 円	6,950 円	34,000 円	29.41%	49.85%

※上表の諸経費の額は目安です。諸経費は、寄附金額、返礼品の大きさや重さ等によって変動します。

## 6. 協力事業者登録の申込方法

登録を希望する法人等は、次のフォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。  
<https://logofarm.jp/form/gwwT/282597>

## 7. 協力事業者登録の決定

市は申し込みのあった法人等の要件を確認した上で協力事業者の登録を決定し、その旨を申し込みのあった法人等に通知します。

## 8. 返礼品の登録

協力事業者への登録後、市から協力事業者に対し、ふるさと納税の業務代行事業者（以下「ふるさと納税事業者」という。）を紹介します。ふるさと納税事業者から返礼品登録に関する説明を行いますので、説明に沿って登録を行ってください。

## 9. その他留意事項

- (1) 返礼品の発送は、ふるさと納税事業者が指定する発送方法に沿って発送してください。なお、送料に関しては市が負担します。ただし、寄附者からの商品に関する苦情等により、商品の回収及び再発送を行った場合にかかる費用は協力事業者の負担となります。

- (2) 協力事業者は、発送した返礼品の品質等に関する苦情や事故に対し、責任を持って誠実に対応し、その内容について市へ報告してください。なお、返礼品の品質等による補償や苦情対応については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 協力事業者は、この事業に関して取得した個人情報を返礼品送付以外の目的で使用することはできません。また、協力事業者でなくなった後も同様です。ただし、返礼品に同梱したチラシ等を通じた発注があった場合は、別途本人から直接入手した個人情報であるため対象外とします。
- (4) 市は、返礼品が要件に適合しなくなったと判断する場合や、国が定めるふるさと納税制度の変更等により返礼品が要件に合致しなくなったと判断する場合は、登録を中止することがあります。
- (5) その他、協力事業者及び返礼品について、虚偽や本制度の趣旨に反する行為等があった場合は、協力事業者の取消や返礼品の登録中止を行うことがあります。
- (6) 市が同梱を希望するチラシ等を提供した場合は、返礼品にチラシ等を同梱してください。
- (7) 本要領に記載のない事項が発生した場合は、協力事業者は市と協議の上で、必要な対応を行うものとします。